

## り災ごみを清掃施設に搬入される方へ

豊田市内において、火災や自然災害によって、り災した一般住宅等のり災ごみを清掃施設に搬入する場合は、以下のことに注意して搬入してください。

### □【り災ごみを清掃施設に搬入するまでの流れ】

(1) り災証明書の発行を受ける。

(火災の場合は消防署、その他の自然災害の場合は資産税課が発行します。)

(2) 処理手数料の減免及び施設利用の申請を行う。

申請場所：清掃施設課（渡刈クリーンセンター内）

申請時間：月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後5時まで

持ち物：り災証明書（原本）

注意事項：①被災者本人又はその家族が申請してください。

②搬入を業者に依頼する場合は、搬入物、搬入量、搬入車両（ナンバー、車種）に加えて搬入業者名、担当者名、搬入業者又は担当者の電話番号の記入が必要です。

(3) 搬入できるり災ごみを搬入施設別、区分別に分別し、各施設に搬入する。

(搬入は、申請者本人による搬入又は業者搬入車両へ申請者が同乗してください。)

### □【搬入できるり災ごみと搬入施設】

#### ○燃やすごみ、可燃性粗大ごみ

⇒渡刈クリーンセンター、藤岡プラント

(例)

- ・木材、木製たんす
- ・衣類、紙類
- ・布団、毛布
- ・プラスチック製品（金属のついていないもの）
- ・灰

#### ○金属ごみ、埋めるごみ、不燃性粗大ごみ

⇒グリーン・クリーンふじの丘

(例)

- ・電化製品（各種リサイクル法等の対象のものを除く。）
  - ・鍋、プラスチック製品（金属のついたもの）
  - ・コンクリートガラ（焦げている等再生利用できないもの）
  - ・瓦、レンガ、ガラス
- ※金属ごみと埋めるごみを分けて搬入してください。

### □【搬入できないごみ】

(1) 建物解体工事等に伴って発生したコンクリートガラなどのごみ

(2) 大きさが長さ2m又は太さ30cm以上のなどの長大なもの

※藤岡プラントは、長さ2m、幅30cm又は厚さ10cm以上のもの

(3) 泥、土、石、バッテリー、液状のもの、爆発引火性を有するもの

(4) 家電4品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫）、パソコン、消火器などの法律でリサイクルが指定されているもの

(5) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車などの動力機械

(6) その他、市では収集していない又は処理できないごみ

□【処理手数料の減免について】

- (1) り災した物件が居住の用に供していた家屋、動産等である場合又は居住部分の占める割合が2分の1以上の併用住宅の場合（り災物件の居住者が申請する必要があります。）

⇒減免 100%

- (2) り災した物件が(1)に該当しない場合（店舗、事務所、倉庫、農業用倉庫及び居住の用に供していない動産のみの場合など）

⇒減免 50%

※減免率は実際に被害に遭われた方が居住しているかなど、物件の使用状況等で決定します。

（例：り災物件がアパートの場合、そのアパートに居住していない大家や管理会社からの申請は、減免 50%の適用となります。）

□【注意事項】

- (1) 清掃施設への搬入は、申請者自身での搬入が原則です。

- (2) 業者に搬入を依頼する場合の各施設への初回の搬入時には、申請者が必ず同行してください。業者だけの搬入の場合は、受入れを拒否します。

- (3) り災ごみは、必ず分別して各施設に搬入してください（施設内での分別作業はできません。）

分別されていないり災ごみは、受入れを拒否する場合があります。

- (4) 渡刈クリーンセンターに搬入するごみは、長さ 2 m、太さ 30 cm未満にしてください。

- (5) 藤岡プラントに搬入するごみは、長さ 2 m、幅 30 cm又は厚さ 10 cm未満にしてください。

- (6) グリーン・クリーンふじの丘に搬入するごみは、金属ごみと埋めるごみを分けて搬入してください。

石膏ボード、スレート材、グラスウール等は、袋で密封するかシートに包むなどの飛散防止措置を施して搬入してください。

- (7) り災ごみ以外のごみは、処理手数料の減免対象ではありません。

- (8) 一度に多量のり災ごみを搬入する場合は、事前に搬入する施設に日時・量等を連絡してください。

- (9) り災ごみは、り災日から 30 日以内に搬入してください（ただし、やむを得ない理由があり、期限までに搬入できない場合は相談してください。）。

- (10) 各施設への搬入は、年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 4 時までです。

※渡刈クリーンセンターは、月曜日のみ午前 7 時 30 分から搬入できます。

※藤岡プラントは、土曜日でも搬入できます。（搬入時間：午前 8 時 30 分から正午まで）

□【問合せ先】

- (1) 各種申請・手続きに関すること

渡刈クリーンセンター（清掃施設課） 電話 0565-28-2000 FAX 0565-28-2212

- (2) 搬入に関すること

①渡刈クリーンセンター（清掃施設課） 電話 0565-28-2000 FAX 0565-28-2212

②藤岡プラント 電話 0565-76-2027 FAX 0565-75-1027

③グリーン・クリーンふじの丘 電話 0565-75-2101 FAX 0565-75-2102